

諮問日：令和３年７月１日（諮問第２５１号）

答申日：令和７年１１月１０日（答申第２０１号）

件 名：優生手術関係文書に係る行政文書の部分開示決定に対する審査請求について

答 申

第１ 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙２に掲げる項目を除き、開示すべきである。

第２ 審査請求に係る経過

１ 審査請求人は、令和２年９月１１日、情報公開条例（平成１１年宮城県条例第１０号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定により、宮城県知事に対し、「旧優生保護法に関連する資料一切」、「社会福祉法人宮城県精神薄弱児福祉協会のパンフレット」、「『あおいやねのきろく』（小松島学園閉園報告書）（宮城県小松島学園作成、１９９３年５月作成）」並びに「１９６０年代後半から７０年代にかけての『よい子を生み育てるための施策』及び『不幸な子どもの生まれない対策』に関する資料一切」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２ 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、宮城県公文書館に保管されていた、①昭和２８、２９年度（昭和２７年度の文書を含む）、②同３２年度、③同３３年度、④同３５、３６年度に作成された「優生手術申請書」、「優生保護審査会議事録」等の４冊の簿冊（以下「４簿冊」という。）を行政文書として特定した。

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和２年１２月１５日付けで審査請求人に通知した。

条例第８条第１項第２号

本件行政文書には、手術者の氏名・年齢・住所、被手術者の氏名・住所・疾病名等請求者本人以外に係る個人情報が含まれており、開示することにより当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれが生じるため。

３ 審査請求人は、令和３年３月１４日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

- 4 実施機関は、別件の優生手術関係文書に対する審査請求において、当審査会答申第179号により、本件行政文書の対象としていなかった「優生手術台帳」についても対象行政文書とすべきとされたことから、同台帳を本件行政文書に追加した上で、一部について開示をしない理由を次のとおり付して行政文書部分開示変更決定を行い、令和3年7月19日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、個人に関する情報が含まれており、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分において非開示とされた部分のうち、優生手術を受くべく者（被手術者）及びその親族・家族の氏名、住所、生年月日の月日の部分については争わないが、それら以外の非開示処分を取り消し、開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回、開示対象とされた文書は、優生保護審査会開催・運営に関する行政文書、優生保護審査会議事録、審査に用いられた優生手術申請書・健康診断書・遺伝調査書、優生手術の委託と請書などであり、優生手術をめぐる政策決定及びその運用過程を明らかにするものである。特に、対象文書が作成された1950年代後半から60年代にかけては、宮城県内では官民挙げての「愛の十万人県民運動」が行われ、「優生保護の思想をひろめ、県民の資質を高める」ために、「遺伝性の精神薄弱児をふやさないという優生手術の徹底」（宮城県精神薄弱児福祉協会発行『趣意書』より）が叫ばれていた時期と一致することから、その実態解明の必要性は殊に高い。

今回非開示とされた申請医師の所属医療機関名、優生手術指定医療機関名、「優生手術申請書」の優生手術を受くべき者の生年・申請理由、備考欄や付記の記載などは、開示されたとしても特定の個人が識別され、その権利利益を害するとは考えられず、開示されてしかるべきである。

さらに、宮城県下における優生手術の実態解明が強く求められている現在、宮城県情報公開条例第10条（「開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であって、公益上特に必要があると認められるときには、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」）に鑑みれば、開示されるべきだと考える。

(2) 審査請求人は、被手術者名や親族・家族の氏名、住所、生年月日の月日を除いた部分の開示を求めている。特に対象となる4簿冊は、昭和27年～29年度、昭和32年～36年度に作成された文書であり、作成時から60～70年が経過している。その時点での病名・病状等が公表されたからといって、第三者がそれを見た場合に、特定の個人に結びつくとは考えられない。

また、例えば、申請医師の氏名や所属医療機関名、優生手術指定医氏名やその医療機関名については、次の理由から開示されてしかるべきである。申請医師については、旧優生保護法第4条によって「医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認められるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない」として、申請が義務付けられていた。また、優生手術指定医については、第5条で、優生保護審査会が手術を行うことが適当である旨を決定したときは、その手術を行うべき医師を指定し通知する旨を定めている。すなわち申請医や手術指定医は、旧優生保護法の規定により、申請したり手術することを強く求められ、法運用のためのシステムの一部として稼働したのであり、いわば公権力の行使を行ったといえる。よって、公権力の行使を行う公務員と同じく、その氏名が公開されることも是認されるところである。

(3) 旧優生保護法の実質的な運用を担った宮城県の責任として、旧法被害の実態を解明し、政策決定及びその運用過程を詳細に調査・検証することが強く求められている。そのためには、宮城県が保有する旧優生保護法に関連する公文書が開示され、市民や研究者、実務者を含めた多くの人達による多方面からの検証を可能とする必要がある。それは、被害者の人権回復のためにも、二度と同じ過ちを繰り返さないためにも重要である。「被害者のプライバシー保護」を盾に、旧優生保護法のもと宮城県が犯した罪を覆い隠すようなことがあってはならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は次のとおりである。

1 対象行政文書の概要

請求のあった旧優生保護法に関連する資料は、「優生手術台帳」(※1)及び4簿冊のみ存在している。

※1：作成そのものに係る根拠規定等はないが、「優生手術費交付金個人別明細書」及び「被手術者名簿」の2つの形式で作成されている。

2 非開示部分について

審査請求人が求める内容は、今回部分開示した本件行政文書の項目のうち、被手術者名や親族・家族の氏名、住所、生年月日の月日を除いた項目であり、具体的には、申請医師の所属医療機関名、優生手術指定医療機関名、「優生手術申請書」の優生手術を受くべき者の生年、申請書理由、備考欄や付記の記載、「健康診断書」の病名、発病後の過程、現在の症状、「遺伝調査書」の病名、備考欄の記載などである。

しかしながら、今回部分開示した行政文書には、優生手術に関する個人情報が記載されており、プライバシー情報として強固に保護する必要がある、被手術者の特定に繋がる情報は、間接的な情報を含めて、保護秘匿する必要のある情報である。審査請求人が求める非開示部分の情報は、被手術者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお、個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号の非開示情報に該当するため、非開示とした上で、部分開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書は、別紙1のとおりである。本件行政文書の中には、優生手術を受けるべき者や被手術者（以下「手術対象者等」という。）の個人情報のほか、手術対象者等の親族の生活状況や病歴、病状にまで及ぶような極めてプライバシー性の高い情報が多数記載されており、こうした情報の内容を考慮すれば、手術対象者等やその親族の居住地の近隣住民や職場関係者といった特定の者であれば、これらの者を識別することができる可能性もあることから、手術対象者等やその親族の権利利益を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであるといえる。したがって、手術対象者等の特定に繋がる情報は、間接的な情報も含めて、慎重に検討していく必要がある。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討した。

なお、審査請求人は第3の1及び2の(2)に記載のとおり、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙1のNo. 2からNo. 14及びNo. 19からNo. 21に係る非開示妥当性について審査を求めており、その部分に限って検討を行うこととする。

3 非開示情報の該当性について

実施機関は、本件処分により非開示とした部分について、条例第8条第1項第2号に該当するとしているが、当該部分の一部には法人情報（医療機関名）が含まれていることから、同項第3号についてもその該当性について検討する。

(1) 条例第8条第1項第2号の規定

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第3号の規定

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(3) 条例第8条第1項第2号及び第3号該当性の検討

実施機関が本件行政文書において非開示とした情報のうち、別紙2に掲げる項目については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお、個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号に該当し、非開示とすべきものと判断する。

なお、他自治体において、優生手術関係文書の一部不開示決定取消等が争われた、令和5年3月24日の令和2（行ウ）16大津地方裁判所判決、及びその控訴審である令和6年5月9日の令和5（行コ）57大阪高等裁判所判決において、医師個人の氏名は非開示とすべきであるものの、優生手術の手術に関与した医療機関名は、約50年以上過去の出来事であることなどからも、仮に当該医療機関名が現在明らかになったとしても、そのことから直ちに当該医療機関の名誉や信用といった権利が侵害されたり、他の医療機関との競争上の地位その他正当な利益が侵害されたりするおそれがあるとまではいえず、また、医療機関名の公開をもって医師個人の氏名が直ちに識別されるとまで認めることはできないと判断し、公開されるべきものと説示している。

しかしながら、本県においては、医療機関が極端に少ないなど医療資源に乏しい地域も存在し、中には、優生手術の手術に関与した当時の医療機関の院長の親族等が現在も当該地域において医療機関を運営している場合も見受けられる。このような場合、当該医療機関名を開示することにより、非開示である医師個人の氏名が識別されるおそれがあることから、医療機関名については同項第2号に該当し、非開示とすべきものと判断する。

さらに、現在、優生手術に関する社会的関心が非常に高く、当該医療機関名を開示した場合、人権侵害行為に加担した医療機関と受け取られ、不当な誹謗中傷により当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるものと認められることから、同項第3号にも該当し、非開示とすべきものと判断する。

一方、実施機関が本件行政文書において非開示とした情報のうち、手術対象者等の生年、優生手術申請書の申請理由、健康診断書の発病の経過及び現在の症状（精神状況等）並びに各文書の備考及び附記に記載されているもののうち、個人の特定に繋がらない又は繋がるおそれがある情報、遺伝調査書の家族歴に記載されているもののうち個人の特定に繋がらない又は繋がるおそれがない情報など、別紙2に掲げる非開示とすべき項目以外の部分については、個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものとまでは認められない。

よって、これらの情報は、条例第8条第1項第2号には該当せず、開示すべきである。

4 公益上の裁量的開示について

審査請求人は、第3の2のとおり公益上の裁量的開示について主張しているため、以下検討する。

条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても」、現に発生している、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する必要性がある場合等で、当該情報を開示することについて、「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定しており、条例第8条により非開示とされる情報であっても、開示することの利益が非開示とされることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

この場合の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断することになる。

これを本件について見ると、審査請求人は、公益上の理由として、旧優生保護法の実質的な運用を担った本県の責任として、旧法被害の実態を解明し、政策決定及びその運用過程を詳細に調査・検証することが強く求められていると実施機関が果たすべき責任を挙げているが、今回非開示とすべきとした個人に関する情報については、これを何人にも公開して、個人に関する情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも優越すべき公益上の理由があるとは認められないことから、条例第10条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

5 結論

以上のとおり、当審査会は、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、別紙2に掲げる非開示とすべき項目の記載を除き、開示すべきであると判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙3のとおりである。

別紙 1

No.	本件行政文書	主な記載内容等	添付資料
No. 1	宮城県優生保護審査会委員名簿	委員名	
No. 2	優生手術申請について	・ 県起案（職員印影等） ・ 医療機関名（所属診療科名を除く。以下同じ。）、医療機関印 ・ 優生手術を受けるべき者の氏名（被手術者、被申請者及びその他同趣旨の表現を含む。以下同じ。）	・ 優生手術申請書 ・ 健康診断書 ・ 遺伝調査書 ※一部起案に下記資料が添付されている。 ・ 同意書 ・ 意見書
No. 3	優生手術申請書	・ 優生手術を受けるべき者の本籍、住所、現住所、氏名、生年月日、性別 ・ 申請理由 ・ 申請者（申請医師、主治医及びその他同趣旨の表現を含む。）の診療科名、住所、氏名 ・ 備考（施設名等） ・ 付記（医療機関名等）	
No. 4	健康診断書	・ 優生手術を受けるべき者の氏名 ・ 病名 ・ 発病の経過 ・ 現在の症状（精神状況等） ・ 医療機関名、住所、医師名	

No.	本件行政文書	主な記載内容等	添付資料
No. 5	遺伝調査書	・優生手術を受けるべき者の氏名、年齢、続柄、病名 ・優生手術を受けるべき者に係る備考 ・本人の血族中遺伝病にかかった者の氏名、年齢、続柄、病名 ・本人の血族中遺伝病にかかった者に係る備考 ・医療機関名、住所、医師名 ・家族歴（家族の氏名、年齢、健康状態、職業等）	
No. 6	同意書	・優生手術を受けるべき者の住所、名、生年月日、性別 ・保護義務者の住所、氏名、本人との関係	
No. 7	意見書	・優生手術を受けるべき者の住所、氏名、年齢 ・意見内容 ・意見者の住所、氏名	
No. 8	優生手術審査会開催について	・県起案（職員印影等） ・審査会開催に係る日時、場所、議題（優生手術を受けるべき者の氏名）、委員名、経費	
No. 9	優生手術審査会開催について	・県通知 ・審査会開催に係る日時、場所、議題（優生手術を受けるべき者の氏名）	
No. 10	優生手術審査会会議録	・会議招集月日 ・会議場所 ・会議事項（優生手術を受けるべき者の氏名） ・出席委員名 ・会議内容（医療機関名、医師名、被手術者名）	※一部起案に下記資料が添付されている。 ・優生手術申請書 ・健康診断書 ・遺伝調査書 ・請書（様式）

No.	本件行政文書	主な記載内容等	添付資料
No. 11	優生手術の委託について	・ 県起案（職員印影等） ・ 手術指定医師（手術指定医師、指定医師及びその他同趣旨の表現を含む。以下同じ。）に対する優生手術の委託内容（医療機関名、委託金額、手術予定者等）	・ 請書（様式） ※一部起案に下記資料が添付されている。 ・ 優生手術申請書 ・ 健康診断書 ・ 遺伝調査書
No. 12	優生手術の委託について	・ 県通知 ・ 委託医師の住所、氏名 ・ 患者の住所、氏名	・ 請書（様式）
No. 13	請書	・ 委託医師の住所、氏名、印影	
No. 14	優生手術委託料請求書	・ 患者の氏名、性別、年齢 ・ 付添人氏名 ・ 手術実施日 ・ 手術術式 ・ 手術料 ・ 入院料 ・ 注射料 ・ 処置料 ・ 患者の日当、旅費 ・ 付添人日当及び宿泊料 ・ 付添人旅費 ・ 請求年月日 ・ 医師の住所、氏名	
No. 15	愛の十万人運動 小松島学園	・ 小松島学園パンフレット	
No. 16	あおいやねのきろく	・ 宮城県小松島学園閉園報告書	
No. 17	研究集録 第一集 こうみょう	・ 教員による知的障害教育研究集録	
No. 18	研究集録 第二集 こうみょう	・ 教員による知的障害教育研究集録	

No.	本件行政文書	主な記載内容等	添付資料
No. 19	優生手術個人別細書 (優生手術台帳)	・被手術者の氏名、年齢、疾患名 ・手術実施医療機関名 ・手術術式 ・手術年月日 ・入院日数 ・手術料 ・入院料 ・注射料 ・薬科料 ・処置料 ・患者の旅費、日当 ・付添人の旅費、日当 ・備考等	・委託料請求 ・扶助料請求
No. 20	委託料請求	・請求月日 ・手術実施指定医師 ・患者名 ・施設区分 ・予算額等	
No. 21	扶助料請求	・請求月日 ・請求者氏名 ・請求額 ・累計等	
No. 22	優生保護法の一部を改正する法律の施行について	・国通知	
No. 23	優生保護法の一部を改正する法律の施行について	・国通知に係る県起案	
No. 24	優生保護法施行規則の一部改正について	・国通知	
No. 25	優生保護法施行規則の一部改正について	・国通知に係る県起案	
No. 26	優生保護法施行令及び同法施行規則の一部改正について	・国通知	
No. 27	優生保護法施行令及び同法施行規則の一部改正について	・国通知に係る県起案	

No.	本件行政文書	主な記載内容等	添付資料
No. 28	優生手術国庫負担金の交付基準の一部改正について	・ 国通知	
No. 29	優生手術国庫負担金の交付基準の一部改正について	・ 国通知に係る県起案	
No. 30	優生手術費（交付金）の国庫負担について	・ 国通知	
No. 31	「優生保護法の施行について」の一部改正について	・ 国通知	
No. 32	優生保護法第 11 条に関する取扱いについて	・ 国通知	
No. 33	優生保護法第 15 条第 2 項の講習の認定について	・ 国通知	
No. 34	優生保護法第 39 条第 1 項の改正について	・ 国通知	
No. 35	優生保護法第 39 条第 1 項の改正について	・ 国通知に係る県起案	
No. 36	老人保健法による優生保護法及び厚生省設置法の一部改正並びに関係政省令の改正について	・ 国通知	
No. 37	老人保健法による優生保護法及び厚生省設置法の一部改正並びに関係政省令の改正について	・ 国通知に係る県起案	
No. 38	優生保護法に係る疑義について	・ 国通知	
No. 39	人工妊娠中絶の報告等について	・ 国通知	
No. 40	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準の変更の周知徹底について	・ 国通知	
No. 41	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準の変更の周知徹底について	・ 国通知に係る県起案	

No.	本件行政文書	主な記載内容等	添付資料
No. 42	「受胎調整普及実施要領細目」の一部改正について	・ 国通知	
No. 43	子宮内避妊具（避妊リング）の製造承認に伴う受胎調節の普及について（起案）	・ 県起案	
No. 44	受胎調整のために必要な医薬品の販売期間の延長について	・ 県起案	
No. 45	宮城県における優生保護相談所事業報告書	・ 報告書	
No. 46	優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施書閲覧申請に対する秘密保持に関する疑義について	・ 国通知	

根拠規定及び当該規定を適用する理由	非開示とすべき部分	
【情報公開条例第8条第1項第2号】 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため なお、医療機関名については情報公開条例第8条第1項第3号にも該当 【情報公開条例第8条第1項第3号】 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。	No. 2	・医療機関名、医療機関印 ・優生手術を受けるべき者の氏名
	No. 3	・優生手術を受けるべき者の本籍、住所、現住所、氏名、生年月日（○年●月●日の●の数字部分） ・申請者（医師）の診療科名、住所、氏名 ・備考及び付記に記載されているもののうち個人の特定に繋がる又は繋がるおそれがある情報
	No. 4	・優生手術を受けるべき者の氏名 ・発病の経過及び現在の症状（精神状況等）に記載されているもののうち個人の特定に繋がる又は繋がるおそれがある情報 ○年●月●日の●の数字部分 （※文書作成年月日は開示）、 著しい身体的特徴、特異なさま、 具体的な職業、出身校、 夫婦・妊娠・出産に関する記載 市町村名、集落名 ・医療機関名、住所、医師名
	No. 5	・優生手術を受けるべき者の氏名 ・優生手術を受けるべき者に係る備考に記載されているもののうち個人の特定に繋がる又は繋がるおそれがある情報 ・本人の血族中遺伝病にかかった者の氏名、年齢、続柄、病名 ・本人の血族中遺伝病にかかった者に係る備考に記載されているもののうち個人の特定に繋がる又は繋がるおそれがある情報 ・医療機関名、住所、医師名 ・家族歴（家族の氏名・年齢）

根拠規定及び当該規定を適用する理由	非開示とすべき部分	
	No. 6	・優生手術を受けるべき者の住所、氏名、生年月日 ・保護義務者の住所、氏名、本人との関係
	No. 7	・優生手術を受けるべき者の住所、氏名 ・意見内容に記載されているもののうち個人の特定に繋がる又は繋がるおそれがある情報 ・意見者の住所、氏名
	No. 8	・審査会開催に係る議題（優生手術を受けるべき者の氏名）
	No. 9	・審査会開催に係る議題（優生手術を受けるべき者の氏名）
	No. 10	・会議事項（優生手術を受けるべき者の氏名） ・会議内容（医療機関名、医師名、被手術者名）
	No. 11	・手術指定医師に対する優生手術の委託内容（医療機関名、手術予定者）
	No. 12	・委託医師の住所、氏名 ・患者の住所、氏名
	No. 13	・委託医師の住所、氏名、印影
	No. 14	・患者の氏名、年齢 ・手術年月日（○年●月●日の●の数字部分） ・付添人氏名 ・医師の住所、氏名
	No. 19	・被手術者の氏名 ・手術実施医療機関名 ・生年月日の○年●月●日の●の数字部分
	No. 20	・手術実施指定医師 ・患者名 ・施設区分
	No. 21	・被手術者氏名

別紙 3

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3. 7. 1	○ 諮問を受けた。(諮問第 2 5 1 号)
令和 5. 4. 2 5 (第 4 3 7 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 5. 2 3 (第 4 3 8 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 6. 2 9 (第 4 3 9 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 7. 2 5 (第 4 4 0 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 8. 2 4 (第 4 4 1 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 9. 2 6 (第 4 4 2 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 1 0. 2 6 (第 4 4 3 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 1 1. 2 8 (第 4 4 4 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 5. 1 2. 2 1 (第 4 4 5 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 1. 3 1 (第 4 4 6 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 2. 2 8 (第 4 4 7 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 5. 3 1 (第 4 5 0 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 6. 2 5 (第 4 5 1 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 7. 3 0 (第 4 5 2 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 8. 3 0 (第 4 5 3 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 9. 2 7 (第 4 5 4 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 1 1. 1 4 (第 4 5 5 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 6. 1 2. 1 9 (第 4 5 6 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 7. 1. 2 3 (第 4 5 7 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 7. 2. 2 7 (第 4 5 8 回審査会)	○ 事案の審議を行った。

年 月 日	処 理 内 容
令和7. 3. 25 (第459回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和7. 4. 22 (第460回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和7. 5. 27 (第461回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和7. 6. 24 (第462回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和7. 8. 28 (第463回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和 7 年 1 0 月 6 日現在）

氏 名	区 分	備 考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	